

令和6年度（2024年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

憲 法

D日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和6年度（2024年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	憲	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（20点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

Aは、長くプロスポーツ選手専門のマッサージ師として活動してきたが、その技術が高く評価され、ぜひ教わりたいという要望を多く受けるようになった。A自身も、プロスポーツ選手専門のマッサージ師の不足を痛感しており、正確な人体の知識をもったマッサージ師の養成の必要性を強く感じていたことから、専門学校を開設したいと考えた。そこで、学校開設の準備を整えた上で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（あはき法）2条1項の養成施設の認定を申請したところ、厚生労働大臣は、あはき法19条の規定により、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があるとして、認定をしない処分を行った。

Aは、視覚障害者によるマッサージを高く評価するものであるが、スポーツ選手のマッサージは通常のマッサージとはまったく異なるものであり、スポーツ選手専門のマッサージ師の養成は、視覚障害者の生計を圧迫することはないと考えている。また、現在ではマッサージ師のうちに占める視覚障害者の割合は必ずしも高くなく、また、視覚障害者の職業選択の幅も、あはき法制定当時よりも格段に広まっている。Aは、このような理由で専門学校の設置の認定がされないことは、自分がマッサージ師を養成したいということのみならず、マッサージ師を目指す人々の職業選択の自由をも不当に制限するものと考えて、訴えを提起した。

《参考法令》

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律217号）

第1条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許（以下免許という。）を受けなければならない。

第2条 免許は、学校教育法（略）第90条第1項の規定により大学に入学す

ることのできる者（略）で、3年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。

一 厚生労働大臣 あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師の養成施設又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設

二 〔省略〕

②～⑩ 〔省略〕

附 則

第19条 当分の間、文部科学大臣又は厚生労働大臣は、あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての第2条第1項の認定……をしないことができる。

② 〔省略〕

〔問い〕

この問題に含まれる憲法上の問題を、適宜参考となる判例に触れつつ論じなさい。

問題2（5点）

二院制について、一院制と比較してのメリット・デメリットを述べなさい。